



KYOWA KIRIN

第94回 定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2017年3月23日 (木曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

パレスホテル東京 2階「葵」

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

書面及びインターネット等による議決権行使期限

2017年3月22日 (水曜日)

午後5時40分まで

昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりました
お土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解く
ださいようお願い申し上げます。

協和発酵キリン株式会社

証券コード:4151

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご支援、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループは、医療環境の大きな変化に対応し、より長期的な視点での成長を目指すべく、5ヵ年中期経営計画を2016年に策定しました。初年度となる2016年は、「グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍」を目指し着実に歩みを進めました。

2016年は薬価基準引下げが実施され、後発医薬品の市場拡大が一層進展するなど厳しさの増す一年でしたが、その一方では新製品として、日本においては乾癬治療剤「ルミセフ」を、欧州ではオピオイド誘発性便秘治療剤「Moventig」を医療現場にお届けすることができました。また、抗F G F 23完全ヒト抗体K R N23と抗I L - 5受容体ヒト化抗体ベンラリズマブ（K H K4563）の開発においては良好な試験結果が得られ、飛躍に向けた大きな一歩となりました。

2017年は「ルミセフ」、「Moventig」の2品目を含めた新製品の早期市場浸透を図るとともに、グローバル戦略品の申請等を着実に進めてまいります。

また、持続的な成長のため、当社グループの強みを活かしたイノベーションにも挑戦してまいります。薬を必要とされる方々に大きなベネフィットをもたらし、そして社会にとっての価値を提供していくことが、我々が考えるイノベーションの基本的なあり方です。

そして、このような取り組みを進める中で、社員の健康維持を目的とするとともに生産性を追求する働き方（「スマートワーク」）を重視する組織風土を構築し、創造性豊かな働き方を実践してまいります。

当社グループは、透明性、公平性、コンプライアンス、社会との共生など企業の社会的責任を誠実に果たし、グループが有する高い技術力と多彩な事業基盤を活かし、生命関連企業として世界の人々の健康と豊かさにご貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
花井 陳雄

2017年3月1日

協和発酵キリングroupは、
ライフサイエンスと
テクノロジーの進歩を追求し、
新しい価値の創造により、
世界の人々の健康と豊かさに
貢献します。

お客さま

株主・
投資家

従業員

取引先

コミュニティ

行政

目 次

第94回定時株主総会招集ご通知	3
株主総会参考書類	7
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役8名選任の件	8
第3号議案 監査役1名選任の件	13
第4号議案 取締役の報酬額改定の件	16
第5号議案 取締役（社外取締役を含む 非業務執行取締役を除く） に対する株式報酬型ストック オプション報酬額改定の件	16
第6号議案 株式報酬型ストックオプション として発行する新株予約権の 募集事項の決定を当社取締役会 に委任する件	17
招集通知添付書類	
▶ 事業報告	19
▶ 連結計算書類	47
▶ 計算書類	50
▶ 監査報告	53
ご参考	57

株 主 各 位

証券コード 4151

2017年3月1日

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

協和発酵キリン株式会社

代表取締役社長 **花井 陳雄**

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記により開催いたしますので、何とぞご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

▶ 書面によって議決権を行使していただく方法

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2017年3月22日（水曜日）午後5時40分まで**に到着するようご返送ください。

▶ インターネット等によって議決権を行使していただく方法

6ページの「インターネット等による議決権行使について」をご確認の上、**2017年3月22日（水曜日）午後5時40分まで**に賛否をご入力ください。

敬 具

記

1	日 時	2017年3月23日（木曜日）午前10時
2	場 所	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスホテル東京 2階 「葵」
3	目 的 事 項 報 告 事 項 決 議 事 項	1. 第94期（2016年1月1日から2016年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第94期（2016年1月1日から2016年12月31日まで）計算書類報告の件 第1号議案 剰余金の処分の件 第5号議案 取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額改定の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第6号議案 株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件 第4号議案 取締役の報酬額改定の件
4	招集に当たって の 決 定 事 項	書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等を有効な議決権行使としてお取り扱いします。 インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。なお、開会間際は受付が混雑しますので、お早めにご来場くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して株主の皆様へ提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表に記載又は表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトへの掲載をもって株主の皆様に対する書面の提供とみなさせていただきます。なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://ir.kyowa-kirin.com/ja/>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です)

▶ 株主総会開催日時：2017年3月23日（木曜日）午前10時



郵送(書面)にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入の上、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2017年3月22日（水曜日）午後5時40分到着分まで



インターネットにて議決権を行使いただく場合

お手元のパソコンから議決権行使専用ウェブサイト <http://www.web54.net> にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード、パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類又は議決権行使専用ウェブサイトに掲載されている株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従い、各議案の賛否をご入力ください。

なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

▶ 行使期限：2017年3月22日（水曜日）午後5時40分入力分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については次頁をご参照ください。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。

インターネット等による議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社指定の議決権行使専用ウェブサイト <http://www.web54.net> をご利用いただくことによつてのみ可能です。ご利用に際しては、次の事項をご覧ください、ご了承の上ご利用いただきますようお願い申し上げます。なお、携帯電話を操作端末として用いたインターネットでは、ご利用いただけませんので、ご了承ください。

① システムに係る条件

インターネットでの議決権行使を行うために、次のシステム環境をご確認ください。

- (1) 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) 次のアプリケーションをインストールしていること。

① Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01 SP 2 以降

② Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0 以降又は、Adobe® Reader® Ver.6.0以降（株主総会招集ご通知や株主総会参考書類等をインターネット上でご覧になる場合）

※ Microsoft®及びInternet Explorerは米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※ Adobe® Acrobat® Reader®, Adobe® Reader®はAdobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- (3) インターネットの接続時に、ファイアーウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。
- (4) なお、当ウェブサイトはポップアップ機能を使用しておりますので、ポップアップ機能を自動的に遮断する機能（ポップアップブロック機能等）をご利用になっている場合は、解除（又は一時解除）の上、ご利用ください。

② パスワードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。暗証番号と同様に大切に扱いください。
- パスワードのお電話などによるご照会には、お答えいたしかねます。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

③ パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

当ウェブサイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電 話] 0120-652-031
(受付時間) 9:00~21:00

その他のご登録住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電 話] 0120-782-031
(受付時間) 土日休日を除く 9:00~17:00

④ 機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本株主総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社の利益配分に関する方針は、今後の事業展開への備えなど内部留保の充実を図るとともに、毎期の連結業績、配当性向等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を行うことを基本としております。

この方針に基づき、第94期の期末配当につきましては、以下のとおり 1 株につき12円50銭とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金12円50銭を加えた年間配当金は、1 株につき25円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類…………… 金 銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額…… 当社普通株式 1 株につき金12円50銭
総額6,840,275,813円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日…………… 2017年 3 月24日

第2号議案 取締役8名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現取締役全員(8名)が任期満了となりますので、社外取締役を委員長とし、社外役員3名、社内役員2名で構成される指名諮問委員会の答申を踏まえて、改めて社外取締役2名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号
1

再
任



はな い のぶ お
花井 陳雄
(1953年4月30日生)

▶ 略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年4月	協和醸酵工業株式会社に入社
2003年2月	BioWa, Inc.社長
2006年6月	協和醸酵工業株式会社執行役員
2008年10月	協和発酵キリン株式会社執行役員開発本部長
2009年4月	当社常務執行役員開発本部長
2009年6月	当社取締役常務執行役員
2010年3月	当社取締役専務執行役員
2012年3月	当社代表取締役社長(現在に至る)

▶ 所有する当社株式の数………18,300株

▶ 取締役候補者とした理由

代表取締役社長として取締役会を運営、統括し、その活性化に注力するとともに、経営者としての豊富な経験と実績に基づく強いリーダーシップで、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍を目指した2016年からの当社グループ5カ年中期経営計画を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者といいたしました。

候補者
番号

2

再
任



かわい ひろゆき
河合 弘行
(1954年1月17日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月 麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)に入社
2004年 3月 同社医薬カンパニー開発本部長
2007年 7月 キリンファーマ株式会社取締役執行役員開発本部長
2008年 3月 同社代表取締役副社長兼執行役員製造本部長
2008年 10月 協和発酵キリン株式会社常務執行役員生産本部長
2010年 3月 当社取締役常務執行役員
2013年 3月 当社取締役専務執行役員
2014年 3月 当社代表取締役副社長執行役員(現在に至る)

▶担当……………経営全般補佐、経営監査部、購買部

▶所有する当社株式の数……………17,000株

▶取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、コンプライアンス、コーポレートガバナンスの一層の向上を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

3

再
任



たちばな かずよし
立花 和義
(1956年1月21日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4月 協和醸酵工業株式会社に入社
2005年 4月 同社医薬戦略企画本部長兼医薬製品戦略部長
2005年 6月 同社執行役員医薬戦略企画本部長兼医薬製品戦略部長
2008年 10月 協和発酵キリン株式会社執行役員
2009年 4月 当社常務執行役員
2009年 6月 当社取締役常務執行役員(現在に至る)

▶担当……………経理部、情報システム部

▶所有する当社株式の数……………28,140株

▶取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、財務的な観点から経済及び事業環境の変化への迅速な対応、グローバルでの経営効率化を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

候補者
番号

4

再
任

み か や ま と し ふ み
三箇山 俊文
(1957年7月18日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4月 麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)に入社
2004年 3月 同社医薬カンパニー企画部長
2007年 7月 キリンファーマ株式会社取締役執行役員研究本部長
2008年10月 協和発酵キリン株式会社執行役員研究本部長
2010年 4月 当社執行役員経営企画部長
2012年 3月 当社常務執行役員海外事業部長
2014年 3月 当社取締役常務執行役員(現在に至る)

▶担当……………海外事業部長

▶所有する当社株式の数……………30,700株

▶取締役候補者とした理由

経営全般にわたる豊富な経験と高度な見識を活かし、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たすとともに、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍の牽引者として海外事業を推進する適切な人材と判断し、取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

新
任

み や も と ま さ し
宮本 昌志
(1959年7月16日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4月 麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)に入社
2011年 4月 協和発酵キリン株式会社信頼性保証本部薬事部長
2012年 3月 当社執行役員信頼性保証本部薬事部長
2014年 7月 当社執行役員製品ポートフォリオ戦略部長兼
信頼性保証本部薬事部長
2015年 4月 当社執行役員製品ポートフォリオ戦略部長(現在に至る)

▶所有する当社株式の数……………900株

▶取締役候補者とした理由

国内外の研究所、経営企画、薬事等の経験により、科学的な専門性に加え、経営・薬事・医療行政・マーケティングに関する深い見識を有しており、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たせる人材であると判断しております。また、2017年4月に新設される経営戦略企画部を率いてCSV経営^(注)を推進し、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍と持続的な成長を実現する適切な人材と判断し、新任取締役候補者となりました。

(注) CSV経営：社会課題の解決を通じた企業の成長を目指す経営 (Creating Shared Value)

候補者
番号

6

新
任



よこた の り や
横田 乃里也
(1961年2月3日生)

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4月 麒麟麦酒株式会社(現麒麟ホールディングス株式会社)に入社
2006年 3月 キリンオーストラリア社社長
2011年 3月 麒麟麦酒株式会社生産本部仙台工場長
2014年 3月 同社生産本部生産部長
2015年 4月 キリン株式会社執行役員人事総務部長兼麒麟ホールディングス株式会社グループ人事総務担当ディレクター(現在に至る)
2017年 3月 キリン株式会社取締役常務執行役員兼麒麟ホールディングス株式会社常務執行役員グループ経営戦略担当ディレクター(3月30日就任予定)

▶所有する当社株式の数………0株

▶取締役候補者とした理由

人材マネジメント、製造現場、海外での企業経営等で培った深い知見・見識を有しており、取締役として、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を十分に果たせる人材であると判断しております。麒麟ホールディングス株式会社のグループ経営戦略担当ディレクターを兼務することから、多彩な事業基盤を活かして、多様な医療ニーズに対応したソリューションの提供による人々の健康と豊かさの実現を目指したキリングroup各社との緊密な連携を促進する適切な人材と判断し、新任取締役候補者となりました。

候補者
番号

7

再
任



にしかわ こういちろう
西川 晃一郎
(1947年7月12日生)

社外

独立

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4月 株式会社日立製作所に入社
1995年 8月 日立アメリカ社副社長
1999年 4月 株式会社日立製作所事業開発室長
2001年 4月 同社グローバル事業開発本部長
2003年 4月 同社事業開発部門長
2003年 6月 同社執行役事業開発部門長
2006年 1月 同社執行役常務
2007年 4月 同社執行役専務
2010年 4月 日立電線株式会社執行役専務
2012年 4月 株式会社日立総合計画研究所顧問
2013年 6月 公益財団法人日本陸上競技連盟国際委員会委員
2013年 10月 日本実業団陸上競技連合会長(現在に至る)
2014年 3月 当社取締役(現在に至る)
2015年 5月 J.フロント リテイリング株式会社監査役(現在に至る)

▶所有する当社株式の数………2,000株

▶社外取締役候補者とした理由

独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、取締役候補者となりました。長年にわたり培ってきた、事業提携や経営改革などにおける豊富な国際経験と知識等を当社の経営に引き続き活かしていただけるものと期待しております。

候補者
番号

8

再
任



リボウィッツ よし子
(1945年9月2日生)

社外

独立

▶略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1968年 4月 聖路加国際病院勤務
- 1977年 9月 ワシントン州立大学看護学講師
- 1981年 5月 トーマス・ジェファーソン大学病院フォードロードキャンパス看護婦長
- 1984年 7月 同大学病院フォードロードキャンパス副看護部長
- 1995年 4月 コンティニュアスホームケア（ペンシルベニア州フィラデルフィア）設立、施設長
- 1998年 4月 大分医科大学成人看護学主任教授
- 2002年 4月 青森県立保健大学健康科学部看護学科教授
- 2003年 4月 同大学国際科長
- 2006年 4月 同大学国際科長、看護学科長
- 2007年 4月 同大学学長
- 2008年 4月 公立大学法人青森県立保健大学理事長、学長
- 2014年 6月 同大学名誉教授（現在に至る）
- 2015年 3月 当社取締役（現在に至る）

▶所有する当社株式の数………800株

▶社外取締役候補者とした理由

独立した立場から業務の執行を監督し、一般株主の利益保護の観点当社の経営に反映することにより、当社のガバナンス機能強化等に貢献する人材と判断し、取締役候補者としたしました。長年の国内外における医療現場での経験と学校法人の理事長や学長としての見識を当社の経営に引き続き活かしていただけるものと期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. キリンホールディングス株式会社は、当社の発行済株式総数の50.10%を保有する親会社であります。
3. キリン株式会社は、当社の親会社であるキリンホールディングス株式会社の子会社であります。
4. キリンオーストラリア社は、麒麟麦酒株式会社の子会社でありましたが、2011年4月にグレインコープ社の子会社であるパレットバーストンモルティング社に全株式が譲渡されております。
5. 取締役候補者のうち、西川晃一郎及びリボウィッツよし子の両氏は、社外取締役候補者であります。
6. リボウィッツよし子氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、大学の理事長や学長としてのご経歴等から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
7. 西川晃一郎及びリボウィッツよし子の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、西川晃一郎氏は3年間、リボウィッツよし子氏は2年間となります。
8. 当社は、西川晃一郎及びリボウィッツよし子の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認された場合には、両氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、非業務執行取締役である横田乃里也氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
9. 当社は、西川晃一郎及びリボウィッツよし子の両氏を株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。なお、両氏は、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、現監査役永井浩明氏が任期満了となりますので、社外取締役を委員長とし、社外役員3名、社内役員2名で構成される指名諮問委員会の答申を踏まえて、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

新
任



あらい じゅん
新井 純
(1959年2月28日生)

社外

独立

▶ 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1983年 4月	シェル石油株式会社に入社
2002年 9月	昭和シェル石油株式会社経営情報室長
2004年 4月	同社経理部長
2005年 3月	同社執行役員経理部長
2006年 3月	同社取締役経理担当
2007年 3月	同社常務取締役経営企画、経理・財務、財務情報アシュランス、コーポレートガバナンス担当
2008年 8月	同社代表取締役社長代行
2008年 11月	同社代表取締役社長
2013年 3月	同社代表取締役グループCOO
2014年 3月	昭和四日市石油株式会社代表取締役社長（現在に至る） （2017年3月31日退任予定）
2016年 4月	大和住銀投信投資顧問株式会社取締役（現在に至る）

▶ 所有する当社株式の数………0株

▶ 社外監査役候補者とした理由

昭和シェル石油株式会社において、経理・財務部門を長年担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、代表取締役社長として企業経営に携わった経験を有しており、これらの幅広い見識を当社の経営全般に対しての指導及び監査に活かしていただける人材と判断し新任監査役候補者いたしました。会計等の専門的見地のみならず、経営者としての豊富な経験に基づき、独立した立場から、監査機能を十分に発揮していただけるものと期待しております。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 新井純氏は社外監査役候補者であります。
 3. 本定時株主総会において、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は新井純氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、その契約内容の概要は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする責任限定契約であります。
 4. 当社は、新井純氏が原案どおり選任された場合、株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。なお、新井純氏は、当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（14頁）を満たしております。

(ご参考) 社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、以下いずれの項目にも該当しないことを要件とする。

- ① 当社の親会社又は兄弟会社の取締役、監査役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「兄弟会社」とは、当社と同一の親会社を有する他の会社をいう。
- ② 当社の主要株主（当社の親会社を除く）の取締役、監査役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう。
- ③ 当社が主要株主である会社（当社の子会社を除く）の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ④ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度におけるその者の年間総売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている者をいう。
- ⑤ 当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社又は当社の子会社を主要な取引先とする会社」とは、直近事業年度におけるその会社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社若しくは当社の子会社から受け、又は当社若しくは当社の子会社に対して行っている会社をいう。
- ⑥ 当社の主要な取引先である者
「当社の主要な取引先である者」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受け、又は当社に対して行っている者をいう。
- ⑦ 当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
「当社の主要な取引先である会社」とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受け、又は当社に対して行っている会社をいう。
- ⑧ 当社又は当社の子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者
- ⑨ 当社又は当社の子会社から、役員報酬以外に、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士又はコンサルタント等

- ⑩ 当社又は当社の子会社から、一定額以上の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体の社員、パートナー又は従業員である者
本項において「一定額」とは、過去３年間の平均で当該法人、組合等の団体の総売上高（総収入）の２％に相当する額をいう。
- ⑪ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
- ⑫ 当社又は当社の子会社から一定額を超える寄付又は助成を受けている法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
本項において「一定額」とは、過去３年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30％に相当する額のいずれか大きい額をいう。
- ⑬ 当社又は当社の子会社から取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者
- ⑭ 上記①又は②に過去５年間に於いて該当したことがある者
- ⑮ 上記④～⑧、⑪のいずれかに過去３年間に於いて該当したことがある者
- ⑯ 上記①～⑮のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族。但し、本項の適用においては、①～⑮において「支配人その他の使用人」とある部分は「支配人その他の重要な使用人」と読み替えることとする。
- ⑰ 当社の取締役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族
- ⑱ 当社の子会社の業務執行取締役、執行役員又は支配人その他の重要な使用人である者の配偶者又は二親等若しくは同居の親族
- ⑲ 過去５年間に於いて当社又は当社の子会社の業務執行取締役又は執行役員であった者の配偶者又は二親等以内若しくは同居の親族

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役に対する報酬額は、1988年3月30日開催の第64回定時株主総会において月額5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び株式報酬型ストックオプションは含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社の更なる持続的な成長と企業価値の増大に貢献する意識を高め、グローバル・スペシャリティファームへの飛躍を実現し、グローバルに共通化された報酬制度に展開可能な制度とするとともに、透明性の更なる確保を目的として、業務執行取締役の報酬制度を改定し、(1)基本報酬、(2)業績連動型年次賞与、(3)中長期インセンティブとしての株式報酬の3つで構成するものいたします。

これに伴い、業務執行取締役に対する株式報酬比率の引き上げ及び業績連動型年次賞与の支払いを可能とするために、現行の報酬総額（金銭報酬及び株式報酬型ストックオプションの合計額）の枠を増額することにはせずに、取締役に対する金銭報酬枠を月額から年額に改めた上で、基本報酬と業績連動型年次賞与を含む金銭報酬枠を年額5億円（現行月額5千万円の12倍の額のうち、1億円は株式報酬型ストックオプションへ移行。）以内とさせていただくことにつきご承認をお願いするものであります。また、社外取締役については、業務執行とは独立した客観的な立場で経営を監督する役割を期待する観点から、業績連動型年次賞与の対象とはせず基本報酬のみとし、年額5億円のうち社外取締役分は5千万円以内とさせていただきます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含まないものいたします。

また、第2号議案を原案どおりご承認いただきますと、対象となる取締役の員数は、7名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額改定の件

当社の取締役に対する株式報酬型ストックオプション報酬額につきましては、2006年6月28日開催の第83回定時株主総会において取締役の報酬月額5千万円以内とは別枠にて、年額5千5百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、今般の役員報酬制度改定による株式報酬比率の引き上げを可能とするため、現行の報酬総額（金銭報酬及び株式報酬型ストックオプションの合計額）の枠は増額することにはせずに、当社の取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプション報酬額を、第4号議案の金銭報酬枠とは別枠で年額1億5千5百万円（現行の年額5千5百万円と、第4号議案における現行の金銭報酬枠からの移行分である1億円の合計額）以内とさせていただくことにつきご承認をお願いするものであります。

当社の株式報酬型ストックオプションは、2005年6月28日開催の第82回定時株主総会において、役員退職慰労金制度に代わる制度としてご承認いただいておりますが、今般の株式報酬型ストックオプションは、第4号議案でご説明していますとおり、中長期インセンティブとしての株式報酬という位置付けとなります。

第 6 号議案

株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任する件

当社の取締役（業務執行取締役を指します。以下本議案において同様とします。）及び執行役員並びに当社子会社の一部取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。なお、本議案にいう株式報酬型ストックオプションの対象となる当社取締役の員数は、第 2 号議案及び第 5 号議案を原案どおりご承認いただきますと、5 名となります。

1 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の業績及び株価と報酬との連動性を高め、株価変動による影響を株主の皆様と共有する立場に置くことによって、当社の株価や会社業績への関心度を高め、企業価値向上への意欲やグローバル・スペシャリティファーマへの飛躍に向けた士気を一層高めることを目的として、当社の取締役及び執行役員並びに当社子会社の一部取締役に対して、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を無償で発行するものであります。

また、本新株予約権の行使期間は、新株予約権発行から少なくとも 3 年を経過した日以降に開始となることから、中長期的な業績向上と株価上昇へのインセンティブとして機能すると考えております。

なお、本株式報酬型ストックオプションにつきましては、社外取締役を含む非業務執行取締役を対象とするものではありません。

2 本定時株主総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定ができる新株予約権の内容及び数の上限

(1) その委任に基づいて募集事項の決定ができる新株予約権の数の上限

下記(3)に定める内容の新株予約権 1,523 個を上限とし、本定時株主総会後 1 年以内での割当てとします。当社取締役会への新株予約権の割当ては 512 個を上限とし、第 5 号議案においてストックオプション報酬枠の変更が原案どおり承認可決されることを条件として、ご承認いただく上限枠の範囲内での割当てとなります。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 152,300 株を上限とし、下記(3)①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とします。

(2) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととします。

(3) その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株とします。

ただし、本定時株主総会における決議の日（以下「決議日」といいます。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下、株式分割の記載につき同様とします。）又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整します。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

③ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当て日の翌日から3年を経過した日より3年間とし、その具体的な期間は当社取締役会において決定します。

④ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑥ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

⑦ その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとします。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

連結業績の概要

売上高は3,430億円（前期比5.8%減）

営業利益は316億円（同27.7%減）となりました。

当期の売上高及び営業利益は、新製品の伸長があったものの、薬価基準引下げや円高の影響、技術収入の減少、研究開発費の増加等により減収減益となりました。

経常利益は263億円（前期比32.7%減）

親会社株主に帰属する当期純利益は186億円（同37.3%減）となりました。

経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は、営業利益の減少によりそれぞれ減益となりました。

2016年より開始した5ヵ年の中期経営計画は、1年を経過しておおよそ順調に進捗しており、グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍に向けて着実な一歩を踏み出しています。

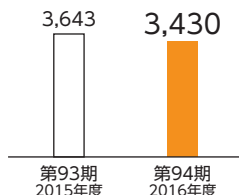
日本における事業では、医療費抑制策に伴う後発医薬品の浸透や薬価基準引下げの影響を受けたものの、主力品及び新薬へ重点的に営業資源を配分し、主力の持続型赤血球造血刺激因子製剤「ネスプ」をはじめ、二次性副甲状腺機能亢進症治療剤「レグパラ」、持続型G-C S F製剤「ジースタ」、パーキンソン病治療剤「ノウリアスト」が堅調に推移しました。また、9月には新製品「ルミセフ」を世界に先駆けて日本で発売し、乾癬治療において新しい選択肢を提供しています。

海外事業では、欧米子会社名をKYOWA KIRINIに統一してブランドの浸透を図るとともに、新たに欧州で販売を開始したオピオイド誘発性便秘治療剤「Moventig」を中心に事業地域を拡大するなど、来るべき自社製品の上市に向けた基盤強化を進めました。

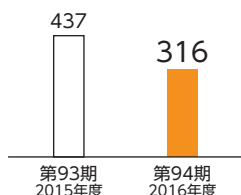
研究開発の分野では、成長のキードライバーと位置付けるグローバル戦略品の一つであるK R N23は、ウルトラジェニクス社との共同開発を進めており、6月に米国食品医薬品局（FDA）より画期的治療薬の指定を受けたことに続き、年末には欧州医薬品庁（EMA）に承認申請が受理されました。その他、日本で開発中の複数の開発品や、欧米で進めてきたバイオシミラーF K B327の開発においては重要な目標を達成しており、早期承認取得と上市に向けた準備を進めています。

バイオケミカル事業では、為替の影響を受けにくい体質にすることや生産の効率化及び製品供給体制の強化を目的に生産体制の整備を継続すると同時に、健康志向や品質への関心が高まる中、既存製品の付加価値を高める取り組みも進めています。ブランド名をつけて商標登録を行い販売してきたCognizin（シチコリン）は、その機能性を評価され、米国で全国展開する大手健食チェーンのナショナルブランドに採用され、販売数量を大きく伸ばしました。また通信販売では、主力となる「オルニチン」に加え、新製品の「アルギニンEX」も消費者ニーズを的確に捉えた商品開発と販売戦略により、順調に売り上げを伸ばしました。

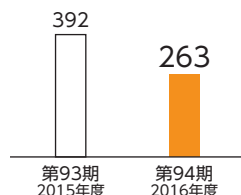
■ 売上高 (単位：億円)



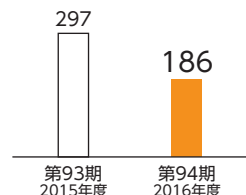
■ 営業利益 (単位：億円)



■ 経常利益 (単位：億円)



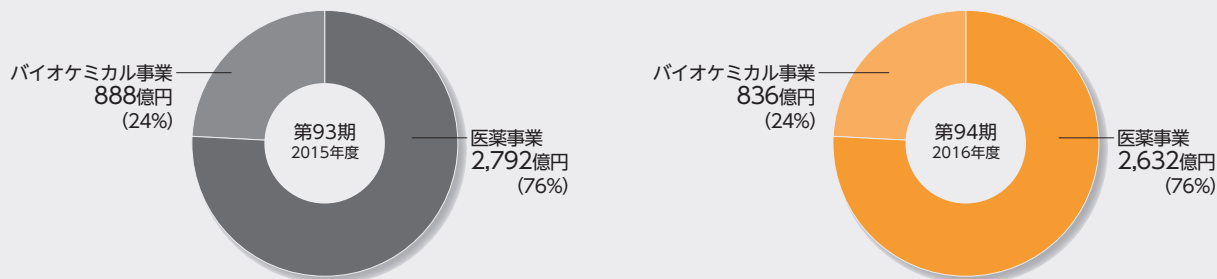
■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (単位：億円)



(2) 財産及び損益の状況

		第91期 (2013年1月1日から 2013年12月31日まで)	第92期 (2014年1月1日から 2014年12月31日まで)	第93期 (2015年1月1日から 2015年12月31日まで)	第94期 (2016年1月1日から 2016年12月31日まで)
売上高	(単位：億円)	3,406	3,334	3,643	3,430
営業利益	(単位：億円)	517	361	437	316
経常利益	(単位：億円)	495	295	392	263
親会社株主に帰属する 当期純利益	(単位：億円)	300	158	297	186
1株当たり当期純利益	(単位：円)	54.95	29.05	54.40	34.12
総資産	(単位：億円)	7,192	7,191	7,207	6,971
純資産	(単位：億円)	5,954	6,053	6,148	6,007

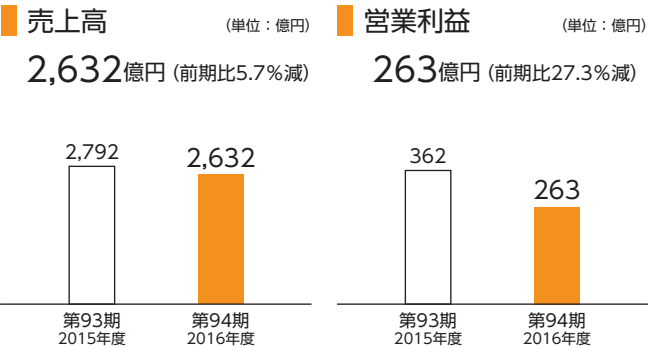
事業区分別売上高及び構成比



(注) 各事業区分の売上高には、事業区分間の内部売上高が含まれております。

(3) 事業セグメント別の概況

医薬事業



主要な事業内容 (2016年12月31日現在)
医薬品等の研究、開発、製造、販売

(ご参考) 主要製品

種 別		主 な 品 名
医療用医薬品	腎カテゴリー	ネスプ、レグパラ、コニール、オングリザ
	がんカテゴリー	ジーラスタ、フェントス、ポテリジオ、Abstral、PecFent、Sancuso、Moventig(注)
	免疫・アレルギーカテゴリー	アレロック、パタノール、ドボベット、ルミセフ
	中枢神経カテゴリー	ノウリアスト、デパケン
臨床検査試薬		デタミナーHbA1c、メタボリードHDL-C

(注) Abstral (日本製品名「アブストラル」)、PecFent、Sancuso、Moventigは、当社の子会社である協和キリンインターナショナル社が販売している海外製品名です。

① 業績

医薬事業の売上高は **2,632** 億円（前期比5.7%減）となり
営業利益は **263** 億円（同27.3%減）となりました。

■ 日本の売上高は、新製品の伸長がありましたが、4月に実施された薬価基準引下げの影響等により前期を下回りました。

- 主力製品の持続型赤血球造血刺激因子製剤「ネスブ」※1や二次性副甲状腺機能亢進症治療剤「レグパラ」※2は堅調に推移しました。
- 持続型G-C-S-F製剤「ジーラスタ」※3、パーキンソン病治療剤「ノウリアスト」※4、2型糖尿病治療剤「オングリザ」※5及び尋常性乾癬治療剤「ドボベツ」※6等の新製品は順調に伸長しました。
- 抗アレルギー剤「アレロック」、高血圧症・狭心症治療剤「コニール」、好中球減少症治療剤「グラン」等の長期収載品※7は、後発医薬品の浸透等の影響を受けて売上高が減少しました。
- 乾癬治療剤「ルミセフ」※8を9月に発売しました。

■ 海外の売上高は、円高影響や技術収入の減少により前期を下回りました。

- 欧州及び米国では、がん疼痛治療剤「Abstral」※9及び「PecFent」※10等が伸長したものの、円高影響や技術収入の減少により売上高は前期を下回りました。
- オピオイド誘発性便秘治療剤「Moventig」※11の欧州における販売権をアストラゼネカ社から取得し、4月から販売を開始しました。
- アジアでは、中国や韓国を中心に堅調に推移したものの、円高影響により売上高は前期を下回りました。

注

- ※1 「ネスブ」は、慢性腎臓病患者さんの合併症のひとつである腎性貧血を改善する薬剤です。骨髄異形成症候群の患者さんの貧血治療にも使用可能です。
- ※2 「レグパラ」は主に慢性腎臓病患者さんの合併症のひとつである二次性副甲状腺機能亢進症を治療する薬剤です。副甲状腺にあるカルシウム受容体に作用し、副甲状腺ホルモンの過剰分泌を抑えることで血液中のカルシウムやリンの値を低下させます。
- ※3 「ジーラスタ」は、白血球の一種である好中球を増加させる薬剤です。がん化学療法に伴い発症する発熱性好中球減少症に対して、予防投与が可能です。
- ※4 「ノウリアスト」は、進行性の神経変性疾患であるパーキンソン病を治療する、これまでにない新たなメカニズムを有する薬剤です。
- ※5 「オングリザ」は、2型糖尿病治療剤です。初めて薬物治療される場合から、既存の経口血糖降下薬やインスリン製剤で効果が足りない時にも併用できるインスリンの分泌を促進する薬剤です。
- ※6 「ドボベツ」は、1日1回の塗布で乾癬の皮膚症状を改善する、活性型ビタミンD3とステロイドの化学的安定性を保持した配合に成功した国内初の薬剤です。
- ※7 「長期収載品」は、既に特許が切れており後発医薬品が発売されている薬剤です。
- ※8 「ルミセフ」は尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症の患者さんの皮膚の炎症を鎮めたり、関節症状を改善する薬剤（抗体医薬）です。
- ※9 「Abstral」（日本製品名「アブストラル」）は、がん患者さんの急激な痛みに対して舌下投与により速やかに痛みを和らげる薬剤です。
- ※10 「PecFent」は、がん患者さんの急激な痛みに対して、鼻の粘膜にスプレーすることにより速やかに痛みを和らげる薬剤です。
- ※11 「Moventig」は麻薬性鎮痛剤により引き起こされる便秘（成人）を改善する薬剤です。1日1回の使用で疼痛管理に影響を与えることなく治療が可能です。

② 研究開発

当社では、抗体技術を核にした最先端のバイオテクノロジーを駆使し、腎、がん、免疫・アレルギー、中枢神経の各カテゴリーを研究開発の中心に据え、資源を効率的に投入することにより、新たな医療価値の創造と創薬の更なるスピードアップを目指しております。

当期における主な後期開発品の開発状況は次のとおりであります。

■ 腎カテゴリー

- 日本においてカルシウム受容体作動薬 K H K 7580 の血液透析施行中の二次性副甲状腺機能亢進症を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施中です。
- 日本において R T A 402 の 2 型糖尿病を合併する慢性腎臓病を対象とした第Ⅱ相臨床試験を実施中です。
- 中国において持続型赤血球造血刺激因子製剤 K R N 321（日本製品名「ネスプ」）の透析施行中の腎性貧血を効能・効果とする承認申請を 2 月に取り下げました。なお、再申請の時期は未定です。

■ がんカテゴリー

- 日本において c-Me t 阻害剤 A R Q 197 のソラフェニブ治療歴を有する c-Me t 高発現の切除不能肝細胞がんを対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施中です。
- 抗 C C R 4 ヒト化抗体 K W-0761（日本製品名「ポテリジオ」）は、皮膚 T 細胞性リンパ腫を対象とした第Ⅲ相臨床試験を米国、欧州及び日本等において、成人 T 細胞白血病リンパ腫を対象とした第Ⅱ相臨床試験を米国及び欧州等において、それぞれ実施中です。

■ 免疫・アレルギーカテゴリー

- 日本において抗IL-17受容体A完全ヒト抗体「ルミセフ」は、既存治療で効果不十分な尋常性乾癬、関節症性乾癬、膿疱性乾癬、乾癬性紅皮症を効能・効果とする承認を7月に取得し、9月に発売しました。
- 抗IL-5受容体ヒト化抗体KHK4563の欧米等における権利の導出先であるアストラゼネカ社が実施している国際共同試験計画の一環として、KHK4563の気管支喘息を対象とした第Ⅲ相臨床試験を日本及び韓国において、慢性閉塞性肺疾患を対象とした第Ⅲ相臨床試験を日本において、それぞれ実施中です。
- 日本においてゼリア新薬工業株式会社との共同開発である潰瘍性大腸炎治療剤「アサコール」の用法・用量追加の承認申請を7月に行いました。

■ 中枢神経カテゴリー

- 北米及び欧州等においてKW-6002（日本製品名「ノウリアスト」）のパーキンソン病を対象とした第Ⅲ相臨床試験の速報結果を12月に得ました。本試験の主要評価項目を達成できませんでしたが、副次評価項目を含めた本試験結果の詳細解析及び米国食品医薬品局（FDA）との議論を通して米国における再申請の可能性について検討します。

■ その他

- 抗線維芽細胞増殖因子23完全ヒト抗体KRN23は、成人X染色体遺伝性低リン血症を対象とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を北米、欧州、日本及び韓国において、腫瘍性骨軟化症又は表皮母斑症候群を対象とした第Ⅱ相臨床試験を米国において、それぞれ実施中です。また、日本及び韓国において腫瘍性骨軟化症又は表皮母斑症候群を対象とした第Ⅱ相臨床試験を6月に、北米、欧州、オーストラリア、日本及び韓国において小児X染色体遺伝性低リン血症を対象とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を10月に開始しました。さらに欧州においてX染色体遺伝性低リン血症を適応症とした承認申請が年末に欧州医薬品庁（EMA）に受理されました。
- 中国においてトロンボポエチン受容体作動薬AMG531（日本製品名「ロミプレート」）の慢性特発性（免疫性）血小板減少性紫斑病を対象とした第Ⅲ相臨床試験を実施中です。また、日本及び韓国において再生不良性貧血を対象とした第Ⅱ／Ⅲ相臨床試験を6月に開始しました。
- 日本において遺伝子組換えアンチトロンビン製剤「アコアラン」の1800IU製剤の承認申請を9月に行いました。

(ご参考) 開発パイプライン

カテゴリー	開発番号等	対象疾患	開発地域	開発段階				備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請 承認	
腎	※KRN321	腎性貧血（透析施行中）	中国				申請準備中	
		腎性貧血	インドネシア					
		骨髄異形成症候群	香港 シンガポール マレーシア					
	※KRN1493	二次性副甲状腺機能亢進症	ブルネイ					
	※KHK7580	二次性副甲状腺機能亢進症	日本					
	※RTA 402	2型糖尿病を合併する 慢性腎臓病	日本					
がん	※KW-0761	皮膚T細胞性リンパ腫	米国 欧州 日本 その他					ポテリジェント抗体
		成人T細胞白血病リンパ腫	米国 欧州 その他					
		固形がん	米国			第Ⅰ / Ⅱ相		Nivolumabとの併用試験 (Bristol-Myers Squibb社と共同)
			米国					Durvalumab/ Tremelimumabとの併用試験 (AstraZeneca社と共同)
			米国					ドセタキセルとの併用試験 PF-05082566との併用試験 (Pfizer社と共同)
			日本					Nivolumabとの併用試験 (小野薬品工業と共同)
	※Granisetron (パッチ剤)	催嘔吐性化学療法剤による 悪心および嘔吐	マレーシア					
	※ARQ 197	肝細胞がん	日本					
	※KHK2375	乳がん	日本					
	※KHK2455	固形がん	米国					KW-0761との併用
	※KHK2823	悪性腫瘍	英国					ポテリジェント抗体 ヒト抗体産生技術を使用

用語解説

第Ⅰ相	同意を得た少数の健康人志願者等を対象に、安全性及び体内動態の確認を行う。	第Ⅱ相	同意を得た少数の患者さんを対象に、有効で安全な投与量や投与方法などを確認する。	第Ⅲ相	同意を得た多数の患者さんを対象に、既存薬などと比較して新薬の有効性と安全性を確認する。
-----	--------------------------------------	-----	---	-----	---

カテゴリー	開発番号等	対象疾患	開発地域	開発段階					備考
				第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
免疫・アレルギー	※Z-206	潰瘍性大腸炎 (用法・用量追加)	日本						ゼリア新薬と共同開発
	YKHK4563	気管支喘息	日本 韓国						ポテリジェント抗体 日本および韓国においてAstraZeneca/ MedImmune社と 共同開発
		慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	日本						
		好酸球性副鼻腔炎 (ECRS)	日本						
	YKHK4827	乾癬	韓国						
	YKHK4083	潰瘍性大腸炎	米国 欧州 その他						ポテリジェント抗体 ヒト抗体産生技術を使用
			日本						
中枢神経	YASKP1240	臓器移植時の拒絶反応	米国						ヒト抗体産生技術を使用 アステラス製薬と共同開発
			日本						
			北米 欧州 その他						
	※KW-6002	パーキンソン病	日本 欧州 その他						
	※KW-6356	パーキンソン病	日本						
その他	YKRN23	X染色体遺伝性 低リン血症	欧州						ヒト抗体産生技術を使用 欧米において Ultragenyx社と共同開発
		X染色体遺伝性 低リン血症 (成人)	北米 欧州 日本 韓国						
		X染色体遺伝性 低リン血症 (小児)	北米 欧州 オーストラリア 日本 韓国						
		腫瘍性骨軟化症/ 表皮母斑症候群	米国 日本 韓国						
	※AMG531	慢性特発性 (免疫性) 血小板減少性紫斑病	タイ						第Ⅱ/Ⅲ相
		再生不良性貧血	日本 韓国						
		慢性特発性 (免疫性) 血小板減少性紫斑病	中国						
	※KW-3357	先天性アンチトロンビン欠 乏に基づく血栓形成傾向、 アンチトロンビン低下を伴 う播種性血管内凝固症候群	欧州						

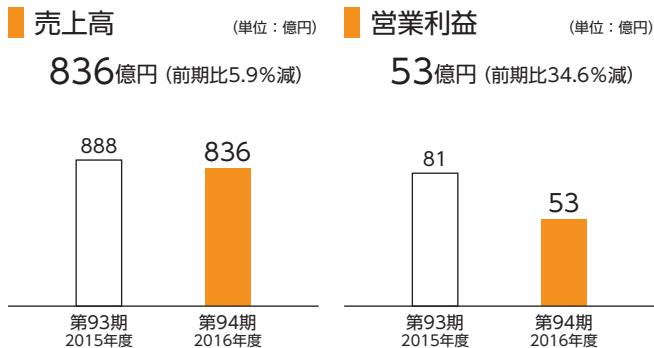
Y: 抗体 ※: たんぱく製剤 ※: 低分子化合物

バイオシミラー開発状況

開発番号等	一般名	開発地域	開発段階					備考
			第Ⅰ相	第Ⅱ相	第Ⅲ相	申請	承認	
FKB327	アダリムマブ	米国 欧州 その他						協和キリン富士フイルム バイオロジクスにて開発 中
FKB238	ベバシズマブ	米国 欧州 その他						Centus Biotherapeutics にて開発中

(2017年1月24日現在)

バイオケミカル事業



主要な事業内容 (2016年12月31日現在)

医薬・工業用原料、ヘルスケア製品等の研究、開発、製造、販売

(ご参考) 主要製品

種 別	主 な 品 名
医薬・工業用原料	ヒスチジン、シチコリン、グルタチオン、アルギニン、バリン
ヘルスケア製品	協和発酵バイオの健康食品シリーズ（「オルニチン」、「アルギニンEX」等）、アルギニン、オルニチン類、グルコサミン、ビタミンK2
その他	ジベレリン

① 業績

バイオケミカル事業の売上高は **836** 億円（前期比5.9%減）となり
営業利益は **53** 億円（同34.6%減）となりました。

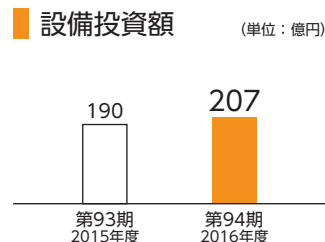
- 日本の売上高は、前期を下回りました。
 - 医薬・医療領域の売上高は、一部製品の価格下落等の影響により、前期を下回りました。
 - ヘルスケア領域の売上高は、「オルニチン」や新製品「アルギニンE X」をはじめとする通信販売が順調に伸長し、前期を上回りました。
- 海外の売上高は、為替の円高進行等により、前期を下回りました。
 - 米州では、米国で全国展開する健食チェーンのサプリメントシリーズに採用されたCognizin（シチコリン）等の販売数量は増加したものの、円高影響により売上高は前期を下回りました。
 - 欧州では、輸液用・工業原料用アミノ酸が好調に推移しましたが、円高影響により売上高は前期を下回りました。
 - アジアでは、一部製品の競争激化による価格下落の影響で前期を下回りました。

② 研究開発

- 主力製品である各種アミノ酸・核酸関連物質などの省資源・高効率の発酵生産プロセスの開発に引き続き注力しております。
- 国内外の大学研究機関との共同研究を通して得られた機能性や安全性データに基づき、アミノ酸等発酵生産物の栄養生理機能探索や用途開発を行い、製品の付加価値を高めております。
- 当社の持つ培養技術に関する知見を活かし、ヒトiPS細胞の培養培地に関する研究を行っております。

(4) 設備投資の状況

当期において実施しました当社グループの設備投資の総額は207億円であります。当期中に完了した主要設備及び当期末現在において計画中の主要設備の状況は、次のとおりであります。



① 当期中に完成した主要設備

事業区分	会社・事業所名	設備投資の内容
医薬	当社高崎工場	バイオ医薬原薬製造設備新設

② 当期末現在において計画中の主要設備

事業区分	会社・事業所名	設備投資の内容
バイオケミカル	上海協和アミノ酸有限公司青浦工場	アミノ酸製造設備拡充
	タイ キョウワ バイオテクノロジーズ社ラヨン工場	アミノ酸製造設備拡充



当社高崎工場・バイオ医薬原薬製造設備 (外観)



当社高崎工場・バイオ医薬原薬製造設備

(5) 資金調達の状況

当期における当社グループの資金調達について、特記すべき事項はありません。

(6) 対処すべき課題

近年、特に日本においては、医療費抑制策の進展に伴う後発医薬品の浸透、薬価制度の大幅な改定により医薬品市場の伸びが鈍化しており、研究開発志向型の製薬企業は、その収益の源泉を長期収載品から新薬へ、国内からグローバルへと転換のスピードを早めなければなりません。このような環境下で、当社グループは、2016年1月公表の5ヵ年中期経営計画で示したように、「グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍」をテーマに、「グローバル競争力の向上」、「イノベーションへの挑戦」、「卓越した業務プロセスの向上」、「健康と豊かさの実現」の4つの戦略課題の達成に取り組んでまいります。

第一の戦略課題である「グローバル競争力の向上」では、グローバル戦略品の一つであるK R N23の欧米上市を実現させ、世界の人々の健康と豊かさへの貢献に向けて取り組んでまいります。K R N23は、米国では6月に米国食品医薬品局（F D A）より画期的治療薬の指定を受け、欧州では年末に欧州医薬品庁（E M A）より承認申請が受理されるなど、欧米においての承認取得の期待が高まっており、早期上市の実現とその価値最大化に向けた取り組みを確実に推進してまいります。また、喘息及び慢性閉塞性肺疾患で開発中のベンラリズマブ（K H K 4563）は、アストラゼネカ社へ導出しており、今後は技術収入という形で海外売上への貢献が期待されます。経済成長の続くアジアでは、中国における将来の安定的な成長へ向けた事業基盤の強化を進めるとともに、韓国、台湾、シンガポール、タイなど各国・地域の現地法人は、それぞれの国情や環境変化に応じた事業戦

略を進めていきます。

第二の戦略課題である「イノベーションへの挑戦」では、腎、がん、免疫・アレルギー、中枢神経の4つのカテゴリー別に設けた各研究所にて疾患及び患者ニーズを深耕して得られた知見と、当社の強みである抗体医薬をはじめ、低分子医薬、核酸医薬、再生医療の領域で培ってきた最先端の創薬基盤技術やオープンイノベーションによる外部技術を組み合わせることで、新薬創出型の製薬企業として魅力あるパイプラインの構築を目指します。また、後期開発ステージにある新薬パイプラインでは、血液透析施行中の二次性副甲状腺機能亢進症で開発中のK H K 7580、切除不能肝細胞がんで開発中のA R Q 197、2型糖尿病を合併する慢性腎臓病で開発中のR T A 402などが順調に計画された目標を達成しており、早期の承認申請、上市に向けた活動を加速してまいります。また、近年注目を集める腫瘍免疫分野でも、K W - 0761（日本製品名「ポテリジオ」）を中心に他剤との併用試験を推進していきます。

さらに、第三の戦略課題である「卓越した業務プロセスの向上」では、研究開発から製造・販売まで一貫した各機能の更なる連携強化を進め収益力の向上を図るとともに、グローバルガバナンス体制の構築やコンプライアンス意識の徹底など、信頼される企業としての成長を目指します。特に日本では、地域の医療に貢献していくエリア戦略を加速し、質の高い医療情報を提供していきます。さらに、製薬会社の責任として、医薬品という高い品質が求められる製品を安定的に供給するために、生産技術を更に磨きより信頼性の高い生産体制を構築し

てまいります。また、「スマートワーク」の推進、多様な人材がお互いを尊重しながら活躍できる環境づくりなどの取り組みをさらに強化してまいります。

第四の戦略課題である「健康と豊かさの実現」では、アンメット医療ニーズを充足する革新的医薬品の創出、適応拡大・剤形追加や高品質な製品の安定供給を実施しつつ、医療費抑制策に対する社会的要請への対応策を実施してまいります。当社ではこの取り組みを、社会との共有価値を創生する「CSV (Creating Shared Value) 経営」と位置付け、多様化する医療ニーズに貢献してまいります。

富士フイルム株式会社との合併事業であるバイオシミラー事業は、高品質でコスト競争力にも優れた医薬品の世界市場への展開を目指した開発を進めております。アダリムマブのバイオシミラー医薬品FKB327では、販売戦略を含めた事業提携にも鋭意取り組んでおり、今後、欧米での申請作業を進めてまいります。また、アストラゼネカ社と提携したベバシズマブのバイオシミラー医薬品FKB238についても、国際共同治験が順調に進捗しております。

診断薬事業は、個別化医療や予防医療が進展していく中で今後ますますその重要性が大きくなり、ヘルスケア領域での新しい事業機会の可能性も高まるものと考えられます。協和メデックス株式会社では、日本にて、新製品となる原発性アルドステロン症の診断試薬の承認の取得に加えて、ビタミンD欠乏性のくる病、骨軟化症診断試薬の保険適応を取得し販売を開始しました。また海外においては、FGF23診断薬や便潜血診断の

米国における事業展開の準備を進めており、各種疾患の治療に必要な先進の診断薬・診断機器を提供してまいります。

バイオケミカル事業では、医薬・医療・ヘルスケア領域のスペシャリティ分野での高いシェアを活かし、「収益基盤の強化」と「健康を基軸とした価値提供」を重要課題として取り組みます。生産拠点の再編に関しては、山口事業所（宇部）から同事業所（防府）に生産を移管する品目に関し、2016年中に防府の新設備での試験製造を無事に完了しました。また、健康を基軸とした価値提供では、米国から世界に展開するマーケティング戦略の一環として、米国現地法人作成の情報誌「aminoscope」を世界の顧客に届けました。引き続き、生産拠点の再編により、工場生産性の向上を図るとともにブランディング品目の更なる価値向上、通信販売事業におけるお客様との関係づくりの強化を進めます。また、機能性データの提供及び知的財産権の活用により、全てのお客様の健康にとって単なる素材・物質以上に価値あるものを供給していきます。

当社グループは、「ライフサイエンスとテクノロジーの進歩を追求し、新しい価値の創造により、世界の人々の健康と豊かさにご貢献します。」というグループ経営理念を掲げ、新薬開発を中核に、バイオシミラー、診断薬、バイオケミカルの各事業を総合したユニークな医薬事業モデルを追求し、新しい中期経営計画で掲げた「グローバル・スペシャリティファーマへの飛躍」を進めてまいります。

(7) 主要な営業所及び工場 (2016年12月31日現在)

① 当社

本店	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
本社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号 ^{(注)2}
営業拠点	札幌支店、東北支店（仙台市）、東京支店、千葉埼玉支店（東京都）、北関東支店（東京都）、甲信越支店（東京都）、横浜支店（東京都）、名古屋支店、大阪支店、京滋北陸支店（大阪市）、中国支店（広島市）、四国支店（松山市）、九州支店（福岡市）
生産拠点	高崎工場、富士工場（静岡県駿東郡長泉町）、宇部工場
研究拠点	バイオ生産技術研究所（高崎市）、東京リサーチパーク、富士リサーチパーク（静岡県駿東郡長泉町）、CMC研究センター（静岡県駿東郡長泉町）

(注) 1. 拠点名等に所在地を示す都市名が付される場合には、所在地を記載しておりません。
2. 当社は、2016年7月に本社事務所を東京都千代田区大手町一丁目9番2号に移転いたしました。

② 主要な子会社

事業	会社名	主要拠点及び所在地
医薬	協和メデックス株式会社	本社：東京都中央区
	協和発酵麒麟（中国）製薬有限公司	中国
	Kyowa Kirin USA Holdings, Inc. (注) 2	アメリカ
	Kyowa Kirin Pharmaceutical Development, Inc. (注) 3	アメリカ
	Kyowa Kirin Pharmaceutical Research, Inc. (注) 4	アメリカ
	Kyowa Kirin International plc (注) 5	イギリス
	韓国協和発酵キリン株式会社	韓国
	台湾協和発酵麒麟股份有限公司	台湾
	協和キリンプラス株式会社 (注) 6	本社：東京都中野区
バイオケミカル	協和発酵バイオ株式会社	本社：東京都千代田区 営業拠点：東京、大阪、九州（福岡市） 生産拠点：ヘルスケア土浦工場（茨城県稲敷郡阿見町）、山口事業所（防府市、宇部市） 研究拠点：ヘルスケア商品開発センター（つくば市）、バイオプロセス開発センター（つくば市）、生産技術研究所（防府市）
	協和ファーマケミカル株式会社	本社：高岡市
	BioKyowa Inc.	アメリカ
	上海協和アミノ酸有限公司	中国
	Thai Kyowa Biotechnologies Co., Ltd.	タイ
	Kyowa Hakko U.S.A., Inc.	アメリカ
	Kyowa Hakko Europe GmbH	ドイツ
	Kyowa Hakko Bio Italia S.r.l.	イタリア
	協和発酵（香港）有限公司	香港
	Kyowa Hakko Bio Singapore Pte. Ltd.	シンガポール
	協和エンジニアリング株式会社	本社：防府市

- (注) 1. 拠点名等に所在地を示す都市名が付される場合には、所在地を記載しておりません。
2. Kyowa Kirin USA Holdings, Inc.は、2016年4月1日付でKyowa Hakko Kirin America, Inc.から商号変更しました。
3. Kyowa Kirin Pharmaceutical Development, Inc.は、2016年4月1日付でKyowa Hakko Kirin Pharma, Inc.から商号変更しました。
4. Kyowa Kirin Pharmaceutical Research, Inc.は、2016年4月1日付でKyowa Hakko Kirin California, Inc.から商号変更しました。
5. Kyowa Kirin International plcは、2016年2月22日付でProStrakan Group plcから商号変更しました。
6. 協和キリンプラス株式会社は、2016年4月1日付で千代田開発株式会社から商号変更しました。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はキリンホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を288,819千株（持株比率50.10%、自己株式を控除すると持株比率52.77%）保有しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

- (ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項
- 親会社との資金貸付の取引については、当社独自の運用方針に従い、貸付金の利率は、貸出期間に応じた市場金利を勘案の上、合理的な判断に基づき決定しております。
- (イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由
- 上記の取引は、当社が社内規程に基づき、親会社から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。
- (ウ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
- 該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の持株比率	主要な事業内容
協和発酵バイオ株式会社	10,000百万円	100%	医薬・工業用原料、ヘルスケア製品等の研究、開発、製造、販売
Kyowa Kirin International plc(注) 3	13,848千ポンド	100%	医療用医薬品の開発、販売（持株会社としての傘下子会社の統括管理）
協和メデックス株式会社	450百万円	100%	臨床検査試薬等の製造、販売
協和ファーマケミカル株式会社	6,276百万円	100%	医薬品原薬・中間体等の製造、販売

- (注) 1. 当社の持株比率は、間接保有も含めた持株比率を記載しております。
2. 特定完全子会社に該当する会社はありません。
3. Kyowa Kirin International plcは、2016年2月22日付でProStrakan Group plcから商号変更しました。

(9) 従業員の状況 (2016年12月31日現在)

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
医薬	5,605名	7名増
バイオケミカル	1,860名	23名増
合計	7,465名	30名増

(注) 従業員数は、就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、執行役員（取締役は除く。）を含み、臨時従業員は除いております。

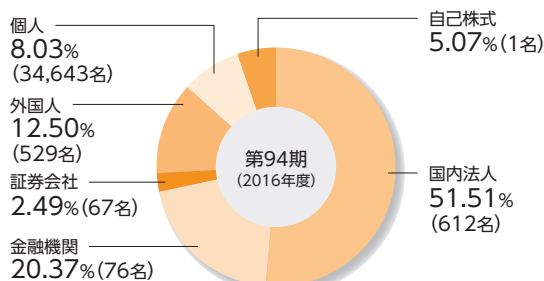
(10) 主要な借入先 (2016年12月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	22億円
農林中央金庫	22億円

2 会社の株式に関する事項 (2016年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 987,900,000株
- (2) 発行済株式の総数 576,483,555株
- (3) 株主数 35,928名 (前事業年度末比3,846名増)

所有者別株式分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
キリンホールディングス株式会社	288,819	52.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	32,457	5.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	19,321	3.53
農林中央金庫	10,706	1.95
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	6,809	1.24
ジェーピーモルガンチェースバンク 3 8 5 1 4 7	6,291	1.14
野村信託銀行株式会社 (投信口)	5,762	1.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口 9)	4,087	0.74
ステートストリートバンクウェストクライアントトリートリー 5 0 5 2 3 4	3,983	0.72
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	3,809	0.69

(注)

- 持株比率は自己株式 (29,261,490株) を控除して計算しております。
- みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社の持株数6,809千株は、株式会社みずほ銀行が委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は株式会社みずほ銀行が留保しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2015年10月28日開催の取締役会における決議に基づき、2016年1月1日付をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 528個(新株予約権 1 個につき1,000株)
 ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 528,000株
 ③ 取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

区分	払込金額	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役	無償	1 株当たり 1 円	2005年6月29日から 2025年6月28日まで	6 個	1 名
	無償	1 株当たり 1 円	2006年6月30日から 2026年6月28日まで	5 個	1 名
	無償	1 株当たり 1 円	2009年6月27日から 2029年6月25日まで	12個	2 名
	無償	1 株当たり 1 円	2010年4月 2 日から 2030年3月24日まで	16個	3 名
	無償	1 株当たり 1 円	2011年4月 2 日から 2031年3月24日まで	20個	3 名
	無償	1 株当たり 1 円	2012年4月28日から 2032年3月22日まで	23個	3 名
	無償	1 株当たり 1 円	2013年3月24日から 2033年3月22日まで	25個	3 名
	無償	1 株当たり 1 円	2014年3月22日から 2034年3月20日まで	27個	4 名
	無償	1 株当たり 1 円	2015年3月22日から 2035年3月20日まで	33個	5 名
	無償	1 株当たり 1 円	2016年3月26日から 2036年3月24日まで	25個	5 名

(注) 非業務執行取締役及び監査役については、該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

- ① 発行した新株予約権の数 76個(新株予約権 1 個につき1,000株)
 ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 76,000株
 ③ 新株予約権の払込金額 無償
 ④ 新株予約権の行使価額 1 株当たり 1 円
 ⑤ 新株予約権の行使期間 2016年3月26日から2036年3月24日まで
 ⑥ 新株予約権の行使の条件
 ・新株予約権者は、上記⑤の期間内において、当社の取締役がその地位を喪失した日、又は執行役員がその地位を喪失した日（従業員としての地位が継続する場合は除きます。）若しくは執行役員が当社取締役又は監査役に就任した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとします。
 ・新株予約権 1 個当たりの一部行使はできないものとします。
 ⑦ 有利な条件の内容
 当社の取締役及び執行役員に対し、株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とする新株予約権を無償で発行しました。
 ⑧ 当社使用人（取締役兼務以外の執行役員を含む）並びに当社子会社役員及び使用人に交付した新株予約権の区分別合計

区分	新株予約権の数	交付者数
当社執行役員（当社役員を除く）	51個	17名

(注) 上記以外の当社使用人並びに当社子会社役員及び使用人については、該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2016年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
※ 代表取締役社長	花 井 陳 雄	
代表取締役副社長執行役員	河 合 弘 行	経営全般補佐 経営監査部、購買部 担当
取締役常務執行役員	立 花 和 義	経理部、情報システム部 担当
取締役常務執行役員	三 箇 山 俊 文	海外事業部長
取締役常務執行役員	佐 藤 洋 一	研究開発本部長 兼 開発機能ユニット長
取締役	伊 藤 彰 浩	キリンホールディングス株式会社 取締役常務執行役員
取締役	西 川 晃 一 郎	J.フロント リテイリング株式会社 社外監査役
取締役	リボウィッツ よし子	
常勤監査役	永 井 浩 明	
常勤監査役	山 崎 暢 久	
常勤監査役	清 水 明	
監査役	石 原 基 康	キリンホールディングス株式会社 常勤監査役 弁護士法人瓜生・系賀法律事務所 代表マネージングパートナー弁護士
監査役	瓜 生 健 太 郎	U&Iアドバイザーサービス株式会社 代表取締役 GMO TECH株式会社 社外取締役 伊藤忠商事株式会社 社外監査役

- (注) 1. 上記※の代表取締役は、執行役員を兼務しております。
2. 取締役西川晃一郎及びリボウィッツよし子は、社外取締役であります。
3. 常勤監査役永井浩明、清水明及び監査役瓜生健太郎は、社外監査役であります。
監査役石原基康は、2016年3月24日開催の第93回定時株主総会終結の時をもって社外要件を喪失しております。
4. 当社は、取締役西川晃一郎、リボウィッツよし子、常勤監査役永井浩明及び監査役瓜生健太郎を株式会社東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 常勤監査役永井浩明は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当事業年度中における退任監査役は、次のとおりであります。

当社における地位	氏名	退任日及び退任事由
監査役	小 林 高 博	2016年3月24日付で任期満了により退任

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役伊藤彰浩、西川晃一郎、リボウィッツよし子、常勤監査役永井浩明、山崎暢久、清水明、監査役石原基康及び瓜生健太郎との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、5百万円又は同法第425条第1項が定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	人数	報酬等の額
取締役	7名	350百万円
監査役	5名	90百万円
合計	12名	440百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、ストックオプションによる報酬額として、45百万円が含まれております。
2. 上記のほか、社外役員が当社親会社又は当該親会社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は61百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	役職
社外取締役	西川晃一郎	J.フロント リテイリング株式会社 弁護士法入瓜生・系賀法律事務所	社外監査役 代表マネージングパートナー弁護士
社外監査役	瓜生健太郎	U&Iアドバイザーサービス株式会社 GMO TECH株式会社 伊藤忠商事株式会社	代表取締役 社外取締役 社外監査役

(注) 上記の重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役西川晃一郎及びリボウィッツよし子は、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席しました。各取締役は、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。

常勤監査役永井浩明及び監査役瓜生健太郎は、当事業年度開催の取締役会16回全てに出席しました。また、常勤監査役清水明は2016年3月24日就任以降開催された取締役会12回全てに出席しました。各監査役は、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況及び発言状況

常勤監査役永井浩明及び監査役瓜生健太郎は、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席しました。また、常勤監査役清水明は2016年3月24日就任以降開催された監査役会11回全てに出席しました。各監査役は、監査結果を報告し、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員6名に対する当事業年度に係る報酬等の総額は、92百万円であります。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	79百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	97百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適正な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）に関する助言業務」等を委託しております。

4. 当社の重要な子会社のうち、Kyowa Kirin International plcは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障があると判断したときには、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

新日本有限責任監査法人は、2015年12月22日付で契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2016年1月1日から同年3月31日まで）及び業務改善命令（業務管理体制の改善）の処分を受けました。処分理由は、当監査法人の公認会計士の過失による虚偽証明及び当監査法人の運営が著しく不当と認められたことであります。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社である麒麟ホールディングス株式会社の「会社法に基づく内部統制システム大綱」を踏まえ、会社法第362条第4項第6号「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下を定めております。

1. 当社及び子会社（以下、当社グループ）の取締役及び使用人の職務の執行が法令等を遵守すること及び定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）

当社グループにおけるコンプライアンスを推進するため、以下の体制を整備する。

- ・当社グループのコンプライアンスの基本方針を定めるとともに、これを実効化する組織及び規程を整備する。
- ・コンプライアンスに関する統括組織を設置し、当社グループの役職員に対する教育・啓発活動等を通じてコンプライアンス意識の醸成を図るとともに、コンプライアンス違反発生時の対応に関する手順を明確化し、当社グループの各社に周知する。
- ・コンプライアンス体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。
- ・財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、その有効かつ効率的な運用及び評価を行う。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

当社の取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき適切に保存・管理を行うとともに、取締役又は監査役に対して閲覧可能な状態を維持する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスクマネジメント体制）

当社グループのリスクを適正に管理するため、以下の体制を整備する。

- ・当社グループにおけるリスクマネジメントの基本方針を定めるとともに、これを実効化する組織及び規程を整備する。
- ・リスクマネジメントに関する統括組織を設置し、当社グループ各組織のリスクマネジメント活動を通じて、リスクマネジメントの実効性を確保するとともに、リスクの開示及びクライシス発生時の対応に対する手順を明確化し、当社グループ各社に周知する。
- ・リスクマネジメント体制の構築・運用状況について、内部監査専任組織が監査を実施する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われるために、以下の体制を整備する。

- ・職務分掌、職務権限及び意思決定その他の組織に関する規程・基準類を定める。
- ・取締役会の決議により、業務執行を担当する執行役員を選任するほか、必要に応じ当社グループ各社に取締役を派遣し、適正な業務執行・意思決定の監督を行う。
- ・経営戦略会議を設置し、意思決定を迅速化する。
- ・グループ子会社の取締役の職務執行に関する権限及び責任については、各社が業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、それぞれ業務を効率的に遂行する。
- ・当社グループ各社ごとに年度計画を策定し、モニタリング等を通じて定期的に業績管理を行う。

5. 当社グループの取締役の職務執行の報告に関する体制並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するための体制（業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制）

当社グループの取締役の職務執行の報告並びに当社グループ及び当社の親会社から成る企業集団におけるその他の業務の適正を確保するために、親会社である麒麟ホールディングス株式会社のグループ運営の基本方針を踏まえ、以下の体制を整備する。

- ・グループ子会社の主管部署を設置し、子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項については事前協議を行うなど、必要に応じて主管部署から指導、助言を行う。
- ・グループ子会社の業務執行に関する責任及び権限を定め、各社業務について内部監査専任組織による監査を実施する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（以下総称して、監査役関連体制）

当社の監査役の求めに応じ、必要があるときは使用人若干名に、監査役の職務の補助業務を担当させる。また、当該使用人としての独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動及び評価等の人事に関する事項の決定は、当社の監査役の同意を必要とする。なお、当該使用人が監査役の職務の補助業務を担当するときは、業務執行に係る役職を兼務せず、当社の監査役の指揮命令のみに従う。

7. 当社グループの取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

① 当社の取締役は監査役に対し以下の報告を行う。

- ・取締役会に付議される事項について、事前にその内容、その他監査役監査上有用と判断される事項。
- ・当社グループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、その事実。
- ・当社グループの取締役又は使用人が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、その旨。
- ・当社の監査役の同意を要する法定事項。
- ・当社の内部統制システムの整備状況及びその運用状況。

当社の監査役は、上記事項に限らず、その必要に応じ随時に、当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し報告を求めることができる。

② 当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人（当該取締役、監査役及び使用人から報告を受けた者を含む）は、当社グループ各社の業務の適正を確保する上で当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、直接当社の監査役に報告することができる。また、当社の監査役は内部通報制度の運用状況について、担当部署から定期的に報告を受けるとともに、自らが必要と認めた場合、直ちに当該運用状況について報告をさせることができる。

8. 前号の報告をした者が当社の監査役に当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前号の報告をした者がそのことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めた当社グループ共通の規程類を整備し、当社グループの各社に周知した上で適切に運用する。

9. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等に関する事項

当社は、当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続き等について、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、当社の代表取締役等との意見交換会を定期的に開催する。当社の監査役は、内部監査専任組織等と連携した監査を実施することができる。また、当社は、当社の監査役の要請に基づき、当社の監査役が当社グループ各社の会議に出席する機会を確保する等、当社の監査役の監査が実効的に行われるための体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンス体制

当社は「協和発酵キリングroupコンプライアンス基本方針」及び、同方針に基づき「協和発酵キリングroup行動規範」を制定し、国内外のグループ会社に周知しております。新しい内部通報制度（コンプライアンスライン）を導入し、国内外のグループ会社で運用を開始しました。コンプライアンス統括部署であるCSR推進部がこれらの体制整備を行うとともに、グループコンプライアンス意識調査、企業倫理講演会、集合研修、e-ラーニング等の教育・啓発活動を通じて、経営トップをはじめ、グループ内におけるコンプライアンス意識の醸成を図っています。また、グループCSR委員会においてコンプライアンスの徹底状況を含めた報告がなされており、その内容は適時に取締役会に報告しています。

2. 情報保存管理体制

当社は、取締役会等の議事録、りん議書、会計書類その他の業務執行に関する文書について、文書規程その他関連する規程に基づき、その種類毎に適切な保存期間を設定の上、適切に管理・保存しています。これらの文書については、全ての取締役・監査役が閲覧できるようにしています。

3. リスクマネジメント体制

当社は、当社グループのリスクマネジメント強化のため、「協和発酵キリングroupリスクマネジメント基本方針」を制定し、同方針に基づき、規程・基準類の整備を行いました。また、当社はリスクマネジメントシステムにより、CSR推進部が統括して事業にかかるリスクを抽出し、グループCSR委員会において四半期毎のモニタリングを実施しています。その内容は適時に取締役会に報告しています。

4. 効率的職務執行体制

当社は、社内規程により取締役会での決議事項等の意思決定のルールを明確化しており、取締役会（当期中に計16回開催）、経営戦略会議（当期中に計23回開催）において、各付議事項を審議し、効率的な意思決定を行っています。また、当社は中期経営計画（2016年1月から2020年12月まで）、年度経営計画（2016年1月から12月まで）に基づき、四半期のモニタリング等を通じて組織的に業績管理を行っています。

5. 業務執行の報告及びその他のグループ内部統制体制

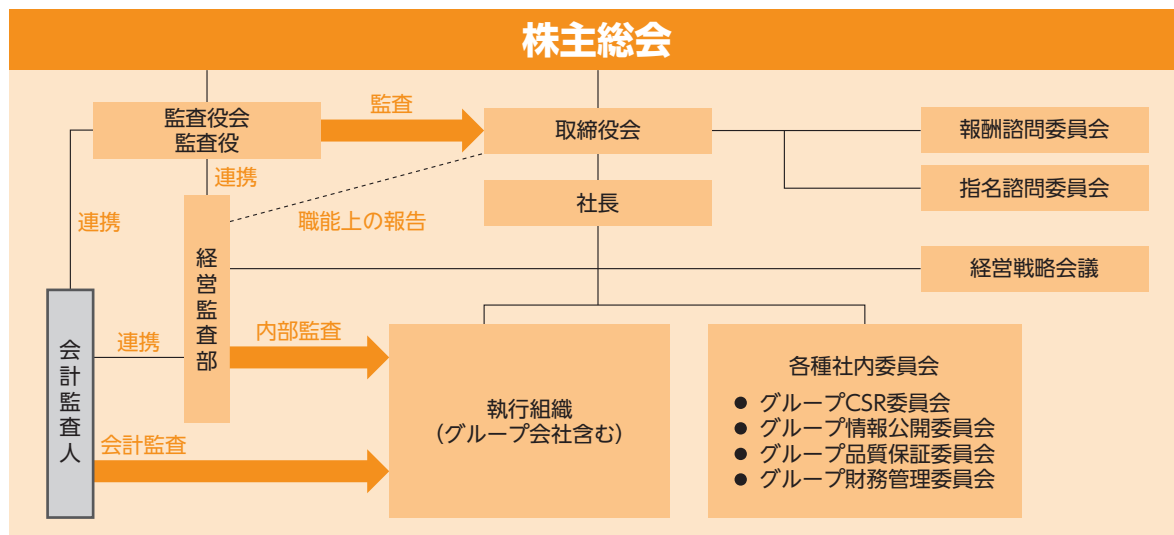
当社は、当社グループを管理する社内規程のもと、主管部署を定めて管理を行っております。グローバルなグループガバナンスの更なる強化のため、主管部署、機能部門、内部監査部門の責務を明確化した当該規程の改正をはじめ、当社グループに関連する基本方針・規程類の整備を行っております。

6. ～10. 監査役関連体制

当社の監査役は、当社グループの取締役等から重要な事項や監査上有用な事項について適時・適切に報告を受けております。また、当社の監査役は必要に応じて随時に、当社グループの取締役等に報告を求めることができます。更に、新しい内部通報制度（コンプライアンスライン）において、当社取締役に関する通報は直接監査役へ通知される仕組みを導入しております。内部通報制度の運用状況については、CSR推進部、人事部より定期的に報告を受けています。監査役への報告（通報）をした者が当該報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを定めた「グループ内部通報規程」を制定し、国内外グループ各社に周知を行っています。監査役の職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとしており、速やかに処理を行っています。また、当社の監査役は当社の代表取締役等との意見交換会を定期的を開催するとともに、内部監査専任組織と緊密な連携を保つことにより、効率的に監査を実施しています。さらに、監査役の要請に応じて当社の主要子会社の会議に出席する機会を確保する等、当社は当社の監査役が実効的に監査を行うための体制を整備しています。

コーポレートガバナンス体制図

（2017年1月1日現在）



連結計算書類

連結貸借対照表 (2016年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	326,469
現金及び預金	13,066
受取手形及び売掛金	100,999
商品及び製品	51,349
仕掛品	12,934
原材料及び貯蔵品	11,945
繰延税金資産	10,824
短期貸付金	114,866
未収入金	5,900
その他	4,848
貸倒引当金	△265
固定資産	370,698
有形固定資産	151,047
建物及び構築物	51,464
機械装置及び運搬具	29,207
土地	45,685
建設仮勘定	15,339
その他	9,350
無形固定資産	185,021
のれん	134,910
販売権	49,402
その他	708
投資その他の資産	34,629
投資有価証券	11,412
退職給付に係る資産	6,563
繰延税金資産	11,496
その他	5,257
貸倒引当金	△100
資産合計	697,167

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	79,416
支払手形及び買掛金	18,230
短期借入金	5,360
未払金	37,608
未払法人税等	8,183
売上割戻引当金	1,677
ポイント引当金	249
賞与引当金	422
その他	7,684
固定負債	17,006
繰延税金負債	9,144
退職給付に係る負債	2,358
役員退職慰労引当金	120
工場再編損失引当金	2,988
資産除去債務	502
その他	1,891
負債合計	96,422
(純資産の部)	
株主資本	599,970
資本金	26,745
資本剰余金	509,128
利益剰余金	90,986
自己株式	△26,889
その他の包括利益累計額	212
その他有価証券評価差額金	2,037
為替換算調整勘定	2,385
退職給付に係る調整累計額	△4,210
新株予約権	562
純資産合計	600,745
負債純資産合計	697,167

連結損益計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		343,019
売上原価		134,526
売上総利益		208,493
販売費及び一般管理費		176,854
営業利益		31,638
営業外収益		
受取利息及び配当金	798	
その他	2,939	3,738
営業外費用		
支払利息	42	
持分法による投資損失	6,042	
その他	2,893	8,978
経常利益		26,397
特別利益		
固定資産売却益	3,107	
債務免除益	1,334	
投資有価証券売却益	264	4,707
特別損失		
投資有価証券評価損	481	
減損損失	335	816
税金等調整前当期純利益		30,288
法人税、住民税及び事業税	13,763	
法人税等調整額	△2,144	11,619
当期純利益		18,669
親会社株主に帰属する当期純利益		18,669

招集ご通知

株主総会
参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1参考

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	26,745	509,127	85,997	△26,881	594,989
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△13,680		△13,680
親会社株主に帰属する当期純利益			18,669		18,669
自己株式の取得				△8	△8
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	4,988	△8	4,980
当期末残高	26,745	509,128	90,986	△26,889	599,970

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	2,979	18,819	△2,360	19,438	430	614,858
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△13,680
親会社株主に帰属する当期純利益						18,669
自己株式の取得						△8
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△942	△16,433	△1,850	△19,225	132	△19,093
連結会計年度中の変動額合計	△942	△16,433	△1,850	△19,225	132	△14,112
当期末残高	2,037	2,385	△4,210	212	562	600,745

計算書類

貸借対照表 (2016年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	271,882
現金及び預金	6,660
売掛金	71,039
商品及び製品	21,146
仕掛品	6,163
原材料及び貯蔵品	7,174
繰延税金資産	8,203
関係会社短期貸付金	145,569
その他	5,925
固定資産	235,712
有形固定資産	58,215
建物	29,236
構築物	1,678
機械及び装置	7,839
工具、器具及び備品	4,136
土地	4,604
建設仮勘定	9,758
その他	961
無形固定資産	9,380
販売権	9,172
その他	208
投資その他の資産	168,115
投資有価証券	6,647
関係会社株式	127,643
関係会社社債	26,550
関係会社出資金	6,483
長期前払費用	3,566
前払年金費用	10,395
繰延税金資産	6,731
その他	2,436
貸倒引当金	△22,339
資産合計	507,595

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	58,439
買掛金	9,652
短期借入金	4,580
未払金	21,915
未払法人税等	6,514
関係会社預り金	11,773
売上割戻引当金	206
その他	3,797
固定負債	3,817
資産除去債務	287
その他	3,529
負債合計	62,256
(純資産の部)	
株主資本	442,535
資本金	26,745
資本剰余金	103,810
資本準備金	103,807
その他資本剰余金	3
利益剰余金	338,869
利益準備金	6,686
その他利益剰余金	332,183
特別償却準備金	42
固定資産圧縮積立金	1,671
別途積立金	297,424
繰越利益剰余金	33,044
自己株式	△26,889
評価・換算差額等	2,240
その他有価証券評価差額金	2,833
繰延ヘッジ損益	△592
新株予約権	562
純資産合計	445,338
負債純資産合計	507,595

招集通知

株主総会
参考書類

添付書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1参考

計算書類

損益計算書（2016年1月1日から2016年12月31日まで）

（単位:百万円）

科 目	金 額	
売上高	204,394	
売上原価	63,834	
売上総利益	140,559	
販売費及び一般管理費	108,836	
営業利益	31,723	
営業外収益		
受取利息及び配当金	9,011	
その他	717	9,728
営業外費用		
支払利息	133	
その他	498	632
経常利益	40,819	
特別利益		
固定資産売却益	3,776	
債務免除益	1,334	5,110
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	22,282	
投資有価証券評価損	481	
関係会社株式評価損	49	
減損損失	35	22,848
税引前当期純利益	23,081	
法人税、住民税及び事業税	10,611	
法人税等調整額	290	10,902
当期純利益	12,179	

株主資本等変動計算書 (2016年1月1日から2016年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他 利益剰余金 (注)							
当期首残高	26,745	103,807	2	6,686	333,684	△26,881	444,044	3,572	△624	2,948	430	447,423
事業年度中の変動額												
積立金等の取崩						－	－					－
積立金等の積立						－	－					－
剰余金の配当					△13,680		△13,680					△13,680
当期純利益					12,179		12,179					12,179
自己株式の取得						△8	△8					△8
自己株式の処分			0			0	0					0
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)								△739	31	△707	132	△575
事業年度中の変動額合計	－	－	0	－	△1,501	△8	△1,509	△739	31	△707	132	△2,084
当期末残高	26,745	103,807	3	6,686	332,183	△26,889	442,535	2,833	△592	2,240	562	445,338

(注) その他利益剰余金の内訳

	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	61	1,927	270,424	61,270	333,684
事業年度中の変動額					
積立金等の取崩	△18	△256		275	-
積立金等の積立			27,000	△27,000	-
剰余金の配当				△13,680	△13,680
当期純利益				12,179	12,179
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△18	△256	27,000	△28,225	△1,501
当期末残高	42	1,671	297,424	33,044	332,183

独立監査人の監査報告書

2017年2月10日

協和発酵キリン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢 崎 弘 直 ①
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一 ①
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、協和発酵キリン株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、協和発酵キリン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2017年2月10日

協和発酵キリン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 矢 崎 弘 直 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 健 一 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、協和発酵キリン株式会社の2016年1月1日から2016年12月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2016年1月1日から2016年12月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

上記(1)(2)の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年2月14日

協和発酵キリン株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 永 井 浩 明 ㊞

常勤監査役 山 崎 暢 久 ㊞

常勤監査役（社外監査役） 清 水 明 ㊞

監 査 役 石 原 基 康 ㊞

監 査 役（社外監査役） 瓜 生 健太郎 ㊞

January

- 協和発酵バイオ株式会社「協和発酵バイオのアルギニン EX」新発売



- リツキシマブ バイオシミラーの日本での販売に関する サンド社とのライセンス契約締結を発表



March

- 中国上海で新固形剤棟を稼働開始
- 東京都スポーツ推進モデル企業に選定
- 大河内記念技術賞を受賞

June

- グローバルヘルス技術振興基金 (GHIT Fund) への参画を発表
- 抗LIGHTモノクローナル抗体の開発に関する Medgenics社との契約締結を発表
- 米国食品医薬品局が小児X染色体遺伝性低リン血症に対して抗FGF23完全ヒト抗体 (KRN23)を画期的治療薬に指定

2016年

April

- 文部科学大臣表彰 科学技術賞を受賞



December

- パーキンソン病を対象としたイストラデフィリン (KW-6002) の第Ⅲ相国際共同試験の速報結果を発表

12月

- 協和発酵バイオ株式会社「協和発酵バイオのアミノスタイル」新発売

November

- 小児X染色体遺伝性低リン血症を対象とした抗FGF23完全ヒト抗体(KRN23)の第Ⅲ相国際共同治験開始

October

- 女性活躍推進法に基づく認定制度「えるばし」にて最高評価を取得
- 乾癬治療薬「ルミセフ®」の国内販売開始



- 遺伝子組換えアンチトロンビン製剤「アコアラン® 静注用1800」の国内承認申請

September



- 協和発酵キリン株式会社、協和発酵バイオ株式会社本社移転完了

11月

10月

9月

8月

7月

- 高崎工場内にバイオ医薬原薬製造棟を竣工
- 協和メデックス株式会社「25-ヒドロキシビタミンD」保険適用

August

会場：パレスホテル東京 2階「葵」
 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号
 TEL (03) 3211-5211 (代)

交通機関のご案内

JR

「東京駅」

丸の内北口から
会場まで徒歩約8分

東京メトロ

千代田線

半蔵門線

九、内编

丸の内線

東西線 —

三田線

「大手町駅」
C13b出口より
地下通路直結

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



協和発酵キリン株式会社

TEL:03-5205-7200



ユニバーサルデザイン(UD)の
考えに基づいた
見やすいデザインの文字を
採用しています。

昨年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。